

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案	
規制の名称	特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制	
規制の区分	新設	
担当部局	高等教育局高等教育企画課	
評価実施時期	平成 30 年 2 月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的・必要性】 地方で若者が減少しており、東京圏の転入超過数のほとんどが若者であること、今後 18 歳人口が大幅に減少すると見込まれ、今後も条件の有利な東京 23 区の大学等の学生の収容定員増が進み続けると、東京一極集中がますます加速しかねず、東京の大学の収容力が拡大する一方で地方大学の中には経営悪化による撤退等が生じ、地域間で高等教育の就学機会の格差が拡大しかねないことが課題として指摘され、その解決が求められている。</p> <p>【規制の内容】 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算出した収容定員をいう。）を増加させてはならない旨を法案に規定する。</p> <p>特定地域は、学生が既に相当程度集中している地域等として東京 23 区を政令で規定する予定である。また、これに関して、文部科学大臣の勧告、是正命令等の権限を規定する。これらは 10 年間の時限措置である。</p>	
直接的な費用	遵守費用	大学の設置者等が、特定地域内学部収容定員について文部科学省に届出等を行う人件費や時間費用が生ずると見込まれるが、軽微であると考える。
	行政費用	大学の設置者等が特定地域内学部収容定員を増加させてはならないとの規定に違反等している場合に勧告・命令を行う際の行政費用が生ずると見込まれるが、軽微であると考える。
直接的な効果（便益）	地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度、地域における若者の雇用機会の創出等の措置と併せて本規制を講じることにより、地域における大学の振興、地域における中核的な産業の振興、当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成、地域における若者の雇用機会の創出等を行い、地域における若者の修学及び就業が促進される。	
副次的な影響及び波及的な影響	地域における若者の修学及び就業が促進されることにより、地域全体の活力の向上及び持続的発展が図られることとなる。また、東京一極集中の是正に資するとともに、地域間における高等教育の就学機会の格差の拡大を防ぐことが見込まれる。	
費用と効果（便益）の関係	上記の費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。	
代替案との比較	大学設置者等に対して、特定地域内学部収容定員を増加させないように要請を行う方法では、大学の設置者等が要請に従う限りにおいて、規制案と同様の効果が得られることが見込まれるが、大学の設置者等の任意の対応となるため、実効性は限定的である。	
その他の関連事項	該当なし	
事後評価の実施時期等	平成 36 年 3 月 31 日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他本法案の施行の状況について、平成 40 年 3 月 31 日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他本法案の施行の状況について検討を行う。	